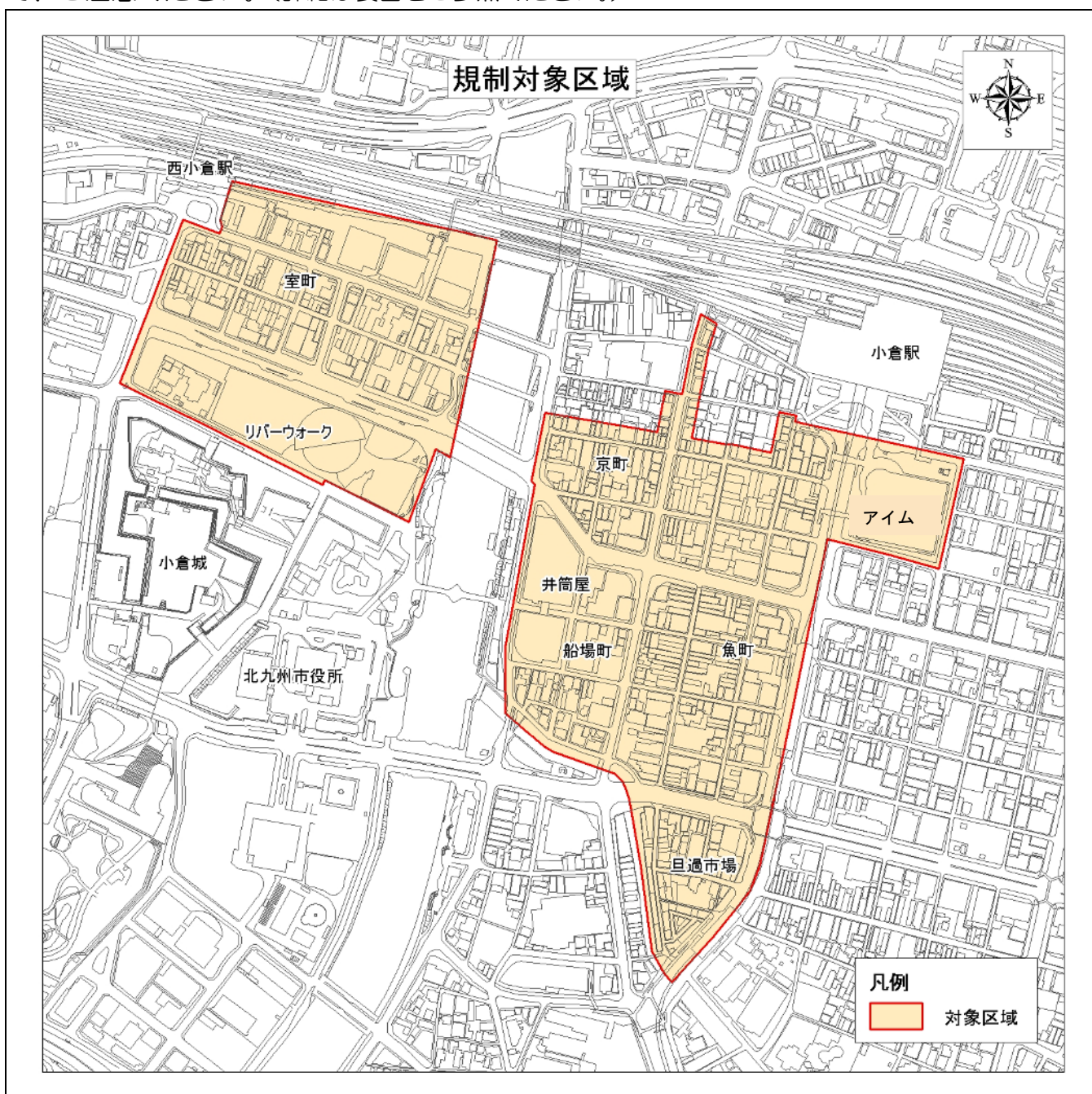


小倉都心小売商業振興特別用途地区における建築制限について

小倉都心部において、遊戯施設や性風俗施設の 新規立地が制限されています。

JR小倉駅南口周辺・室町地区の一带において、小売商業の振興を図り、安全で魅力ある市街地の形成を目的として、「小倉都心小売商業振興特別用途地区」を指定しています。

対象区域内では、パチンコ、ゲームセンター、性風俗施設等の新規立地が規制されますので、ご注意ください。（詳細は裏面をご参照ください。）



※区域内に入っているか不明な場合や、区域の内外にまたがる場合の取扱いについては、
北九州市建築都市局都市計画課へお問い合わせください。（TEL：093-582-2451）

「北九州市小倉都心小売商業振興特別用途地区建築条例」の概要

■ 規制内容

建築基準法第 49 条第 1 項に基づき、以下の規制内容を条例に定めています。

建築してはならない建築物（用途変更も含む）	具体例
風営法第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる営業の用に供する建築物。ただし、次に掲げる建築物を除く。 ・まあじゃん屋の営業の用に供する建築物 ・1 階以外の階において、その階の床面積に対し、風営法第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる営業の用に供する部分の床面積の占める割合が 10 分の 1 を超えない建築物	・ぱちんこ屋 ・ゲームセンター 等
風営法第 2 条第 6 項各号に掲げる営業の用に供する建築物	・ソープランド ・ファッションヘルス ・ストリップ劇場 ・ラブホテル ・アダルトショップ 等
風営法第 2 条第 9 項の店舗型電話異性紹介営業の用に供する建築物	・テレホンクラブ

■ 条例の施行日

平成 19 年 6 月 29 日

平成 28 年 6 月 22 日改正

お問い合わせ先

北九州市建築都市局都市計画課

〒803-8501 北九州市小倉北区内 1 番 1 号

TEL : 093-582-2451